

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【会社名】 東京鐵鋼株式会社

【英訳名】 TOKYO TEKKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉原 每文

【本店の所在の場所】 栃木県小山市横倉新田520番地
(上記は本社工場の所在地であり、本社経理業務は下記の場所で行って
おりません。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見二丁目7番2号

【電話番号】 03(5276)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼上席常務執行役員 太田 高嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
東京鐵鋼株式会社東京本社
(東京都千代田区富士見二丁目7番2号)
(注)上記の東京鐵鋼株式会社東京本社は、法定の縦覧場所ではありませんが、
投資家の便宜のため縦覧に供しております。

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年12月12日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の特定子会社かつ完全子会社である東北東京鐵鋼株式会社（以下「東北東京鐵鋼」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う方針の決議をしたため、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

その後、当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、東北東京鐵鋼との間で本合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日、合併契約書（以下「本合併契約書」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は、_____線で示しております。

[特定子会社の異動（吸収合併による消滅）に関する事項]

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の年月日

(訂正前)

未定

(訂正後)

平成27年4月1日

[合併に関する事項]

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

その他の吸収合併契約の内容

(訂正前)

本合併の具体的なスケジュール（合併決議取締役会、合併契約締結、合併期日（効力発生日））及び契約内容の詳細につきましては、現時点では確定しておりません。

(訂正後)

当社が東北東京鐵鋼との間で平成27年2月13日に締結した合併契約書の内容は次のとおりです。

[合併契約書の内容]

東京鐵鋼株式会社（以下「甲」という。）と東北東京鐵鋼株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する（以下「本合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：東京鐵鋼株式会社

住所：栃木県小山市横倉新田520番地

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：東北東京鐵鋼株式会社

住所：青森県八戸市大字河原木字海岸4番地11

第3条（合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、乙の株式の全部を所有しており、本合併において、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（資本金及び準備金の額等）

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併のいずれについても、その効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙において協議のうえ、これを合意により変更することができる。

第6条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第8条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由によって、甲もしくは乙のいずれかの財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し、合意により、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、本合併に際し必要な事項は本契約の趣旨に従って、甲と乙が協議の上これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。
平成27年2月13日

甲 栃木県小山市横倉新田520番地

東京鐵鋼株式会社

代表取締役 吉原 每文

乙 青森県八戸市大字河原木字海岸4番地11

東北東京鐵鋼株式会社

代表取締役 矢作 暢敏

以上